

消費者庁 消費者制度課 消費者契約法担当宛て

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見
(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合 (枚目 / 枚中)

氏名	一般社団法人 新経済連盟 (担当 事務局 片岡康子)
職業	経済団体
住所	東京都港区赤坂 1-14-5 N811
電話番号	050-5835-0770
電子メールアドレス	yasuko.kataoka@jane.or.jp
御意見	※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。
	別紙のとおり意見を提出します。

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書 において提案されている考え方に関する意見

2019年10月9日
一般社団法人 新経済連盟

1. 現状の分析と立法事実の確認について

<意見の対象>

- I. はじめに
- II. 総論的事項
- III. 第1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

<意見>

- 問題とされている「消費者被害」や「消費者相談」について、それらの被害の防止や救済をしようとした場合、消費者契約法に限らず民法や特定商取引法、景品表示法等現行法ではどんなアプローチ方法があるのか、どんな課題があるのかを分析・整理したうえで、解決すべき課題は何かを明らかにすべきである。

<理由>

報告書や参考資料において、様々な「事例」が紹介され、いかにして消費者契約法による取消権行使の対象を広げるかが検討されていたことが伺えるが、消費者被害の防止や救済を考えるのであれば、まずは現行法によってどんな打ち手があり、どこに課題や限界があるのかをきちんと分析・整理すべきである。法律の改正には立法事実が求められるところ、現状の分析が不十分なまま議論を進めるべきではない。

たとえば、報告書第2において「結果として民法の公序良俗規定（第90条）等が直接参照されるよりは、消費者契約法の規律が柔軟かつ適切に適用されることで紛争の解決が図られることが望ましい」とあるが、現に消費者被害救済に有効なアプローチ方法なのであるから、民法等現行法でのアプローチ方法を整理することで、課題が明らかになるだけでなく、使えるのに使えていない手段なども明らかにすることができるはずであり、消費生活相談員にとっても有意義な情報が提供できるのではないか。

2. 消費者契約法の規律の具体度および困惑類型の包括的規定について

<意見の対象>

- II. 第2 消費者契約法の規律の具体度
- III. 第1 2（2）ウ. 困惑類型の包括的規定

<意見>

- 消費者契約法の規律は、明確性や予測可能性に配慮し、悪質性や不当性のある行為が対象であることについて疑いようのないものとすべきである。

<理由>

消費者契約法について検討が行われる度に、抽象的であるべきか具体的であるべきかという議論が交わされるが、問題なく行われている商慣習や健全な事業者による事業活動に影響を与えないよう、明確性や予測可能性に配慮し、条文上悪質性や不当性が明白であることが必要と考える。

3. 第三者の関与を法律によって求めることについて**<意見の対象>**

Ⅲ. 第1 2 (2) ア. 消費者の判断力に着目した規定

<意見>

- 判断力が低下した、しかし成年被後見人ではない消費者が金額の大きな契約を締結するに際して第三者を同席させない限り取消権の行使が可能とする規律は設けるべきでない。

<理由>

後見人ではない第三者を関与させることが必ずしもその消費者の利益になるとは限らないし、そもそも第三者を関与させないと意思表示が確定的に有効にならないのであれば、成年後見制度を利用させるべきである。取消権の行使は、事業者に不当性があり、かつ、消費者の意思表示に瑕疵がある場合にのみ限定的に認めるべきである。

4. 「浅慮」や「幻惑」に着目した新たな規定について**<意見の対象>**

Ⅲ. 第1 1. 規律の必要性
Ⅲ. 第1 2. 考えられる規律

<意見>

- 取消権行使の対象として「浅慮」や「幻惑」に着目した新たな規定は設けるべきでない。

<理由>

取消というのは、非常に強い法律効果を相手方に一方的にもたらすものであって、取消権の行使対象がありとあらゆる契約に広がれば、予見可能性がなく、取引の安定性が失われた非常に不安定な状況を生み出してしまふ。消費者契約法は、事業者の不当な勧誘によって意思表示に瑕疵のある状態で締結された契約について民法の例外として取消権を認めたものであって、その原則は変えるべきでない。取消権は、事業者に不当性があり、かつ、消費者の意思表示に瑕疵がある場合にのみ限定的に認めるべきである。

「浅慮」も「幻惑」も、個々人の性格に起因するところが大きいと思われ、相手方の性格によって取消権が行使されるかもしれないという状況は、取引の安定性を損なうものである。また、特に「浅慮」については、つまりは「不注意」とも言えるものであって、一方的な取消しによって全ての損害を事業者に追わせるのではなく、過失相殺が可能な民法の不法行為等に対応すべきである。事業者側の行為についても、「不親切」と「不当」は違うものであり、事業者が「不親切」だったからといって消費者に取消権を認めるべきではない。

なお、「不当な時間制限」という表現が報告書において登場するが、一定の時間や期間内に契約申込の意思表示をして手続きを進めることを条件とすることは、商慣習として普通であり、不当性がない時間制限が世の中にはたくさんあると考えられる。例えば、数に限りがある商品について、一定時間内に契約手続きを進めることを条件に一時的に取り置くようなことに何ら不当性はないし、契約条件交渉において一定時間内に契約申込をすることを条件に値引きをするといったことは、商慣習として否定されるべきものではない。取消という強い法的効果を認めるほどの不当性があり消費者の意思表示に瑕疵をもたらす時間制限とはどのようなものなのか、不当性のない時間制限とどのように区別できるのか、慎重な議論が必要である。また、事業者側が示した取引条件に虚偽があった場合を想定しているのであれば、現行法における不実告知による取消というアプローチを検討すべきである。

5. 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減について

<意見の対象>

Ⅲ. 第2 「平均的な損害の額」（法第9条第1号）の立証負担の軽減について

<意見>

- 推定規定については、立法事実が不足していること、推定が働く程度の類似性の要件は厳格であるべきことから、慎重な議論を求める。
- 事業者の資料提出を促す制度については、「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高い場合にのみ、裁判所の判断で認められる制度とすべきである。

<理由>

事業者が契約締結にあたって提示していた違約金が平均的損害を超えている、つまり、高すぎると消費者側が主張する場合に、なぜ高すぎると考えるのかを消費者側で主張立証すべきなのは当然であり、また、本来は訴訟指揮に委ねるべきところ、立証が難しいケースがあることをもって立法事実があるとすべきでない。また、ある事業者における解約時の平均的損害が、他事業者の平均的損害をもって推定しようと言うためには、単に「同業者」というだけでは足りず、事業規模、他に行っている事業、当該商品・役務の市場における立ち位置等も含め、販売戦略やコスト構造が同様であると言える程度に似通っている必要がある。たとえば、市場内シェアの低い事業者が、市場内シェアの高い事業者との競争力を高めるため、違約金を低く抑えて新規顧客獲得に注力するといった手段を取ることはありうることである。従って、推定できるほどの類似性を肯定するには厳格な要件が必要であるし、推定規定があれば立証できたケースが果たしてあるのかも疑問である。

上述のとおり、本来は訴訟指揮に委ねるべき事項であって、明らかに不当な金額の違約金を取っている事業者がいるにもかかわらず事業者から資料の開示や提出がなされないことによって先に進めないような場合は、『「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高い』という裁判所の判断によって事業者に資料の提出を求めるべきである。従って、適格消費者団体に請求権を認める考え方や、積極否認をさせる考え方には賛同できない。

6. 契約条項の事前開示について

<意見の対象>

Ⅲ. 第3 1. 契約条項の事前開示について

<意見>

- 「契約条項」と「定型約款」は区別して議論するとともに、「契約条項」は具体的にどのようなものを指しているのか、「事前開示」とは「何の」前であるのか明確にしたうえで議論すべきである。
- 事前開示にあたって、消費者と何らかのコミュニケーションが必要になる場合があることを前提とすべきである。

<理由>

「契約条項」と「定型約款」は違うものを指す可能性があり、特に「契約条項」と言った場合には具体的にどのような情報を指しているのかが曖昧であるため、具体的にどのような情報を指しているのか共通認識をもって議論すべきである。

また、「事前開示」の「事前」が何を指すのか、契約締結前なのか契約締結のプロセスに入る前なのか、具体的な場面を想定しながら議論するとともに、複数の定型約款が存在し、消費者が申し込む契約の種類や条件によって使うものが異なる場合は、消費者と何らかのコミュニケーションを取らない限りどの条項や約款を開示すべきか判断できない場合がありうることから、契約締結のプロセスに入っていない段階において、消費者が事業者と一切のコミュニケーションを取らなくても予め全ての条項や約款を入手できるようにすべきという考えは採用すべきでない。

7. 消費者に対する情報提供について**<意見の対象>****Ⅲ. 第3 2. 消費者に対する情報提供について****<意見>**

- 「年齢」や「財産の状況」「生活の状況」を広く消費者契約一般において情報提供の考慮要素にすべきではない。
- 解約料等に関する事項の情報提供について検討する際は、「不当」と「不親切」は区別して議論すべきである。

<理由>

人の判断力は、年齢によってのみ判断できるものではないし、成年である限り年齢によってのみ判断されるべきものでもない。また、自身が持つ財産のうちどのくらいを当該消費者契約に費やすかは消費者の自由意志に委ねられるべきであり、「生活の状況」に至っては多くの消費者契約において必要のない情報である。これらを広く消費者契約一般において情報提供の考慮要素にしてしまうということは、あらゆる消費者契約においてこれらの情報を収集することを許容することになってしまい、不適切である。

解約料等に関する情報提供については、敢えて情報提供をしない場合や、隠しているような場合には不当性が認められ得るが、そうでない場合には「不親切」な場合はあるかもしれないが「不当」とは評価できないと思われる。不当な情報の不提供は防止すべきであるが、どの程度親切に情報提供するかは、市場の競争に委ねるべきと考える。

以上